



上板町こうのとりのり応援事業のご案内

(生殖補助医療(保険適用後)の自己負担分の助成事業)

上板町では、子どもを望むご夫婦(事実婚を含む。)が不妊治療を受けた際の経済的な負担の軽減を図るため、令和7年4月1日より治療を開始した医療保険適用分の生殖補助医療(体外受精・顕微授精)にかかった治療費の自己負担の一部を助成します。

対象者 以下の①～⑤のすべてに該当する方

- ① 法律上の婚姻または事実婚をしている夫婦であること
- ② 申請日に夫妻のどちらかが1年以上継続して上板町の住民基本台帳に記録されていること
- ③ 助成申請に係る治療の期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
- ④ 助成申請に係る治療について、他の自治体等が実施する治療の助成を受けていないこと
- ⑤ 本事業の助成の申請日において、夫婦ともに町税等の滞納がないこと

助成の対象となる治療

保険診療で行われた生殖補助医療(体外受精・顕微授精)の治療

生殖補助医療とは

体外受精

精子と卵子を採取した上で体外で受精させ(シャーレ上で受精を促すなど)、子宮に戻して妊娠を図る技術。

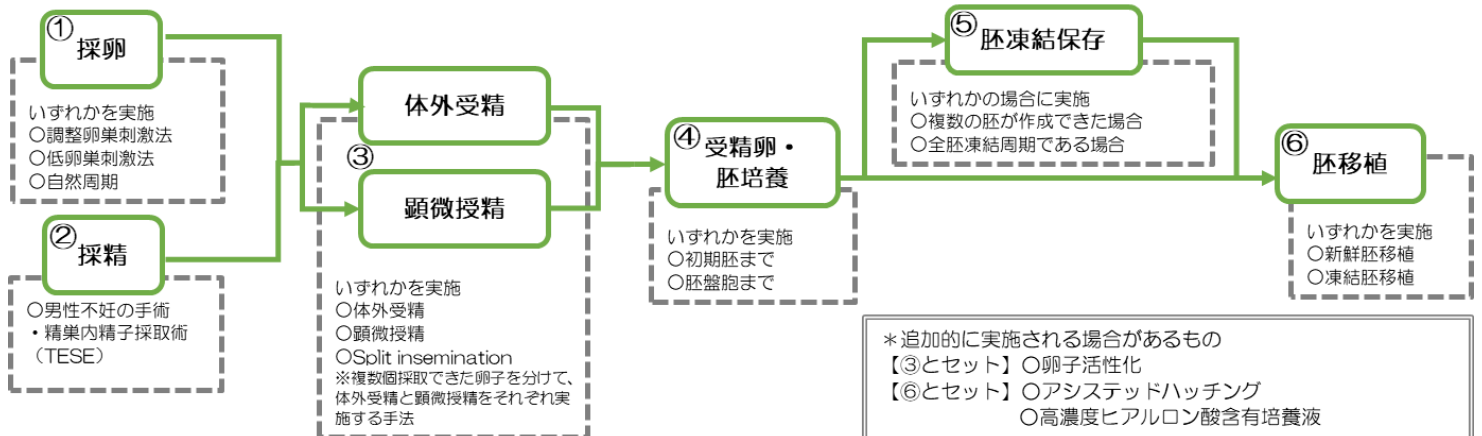
顕微授精

体外受精のうち、卵子に注射針等で精子を注入するなど人工的な方法で受精させる技術。

男性不妊の手術

射精が困難な場合等に、手術用顕微鏡を用いて精巣内より精子を回収する技術(精巣内精子採取術(TESE))等。→顕微授精につながる

胚移植の段階で、以下に分かれる
・新鮮胚移植
・凍結胚移植



助成額

不妊治療に要した自己負担額の合計金額に相当する額とし、1回の治療につき10万円を限度とします。
* 助成が高額となる場合、助成制度として「高額療養費制度」があります。
* 高額療養費制度および保険者からの付加給付等がある場合は、これを控除した金額が助成の対象となります。

助成回数

治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回までです。43歳以上であるときは助成の対象外となります。
また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精卵による凍結胚移植も1回とみなします。

申請方法

原則として、治療が終了した日の属する年度内に必要な書類を添付して申請する必要があります。

申請書類等

1. 上板町こうのとり応援事業申請書（様式第1号）
2. 上板町こうのとり応援事業（生殖補助医療「保険診療」）受診等証明書
3. 医療機関発行の領収書
4. 戸籍謄本（1回目のみ）
5. 住民票（事実婚関係にある場合）
※事実婚関係にある場合は、「事実婚関係に関する申立書」が必要です。
6. 申請者名義の通帳
7. 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

申請先・お問い合わせ先

上板町役場 健康推進課（保健相談センター）

住 所：〒771-1392

徳島県板野郡上板町七條字経塚 42 番地

電 話：088-694-3344

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く。）8時30分～17時15分



※申請に関することで、ご不明な点等がありましたらお気軽にご相談ください。

